

写

令和6年10月21日

滋賀地方最低賃金審議会
会長 平 井 建 志 殿

滋賀地方最低賃金審議会
滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金
専門部会
部会長 片 山 聡

滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年8月21日、滋賀地方最低賃金審議会において付託された滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員

片山 聡
平井 建志
松田 有加

労働者代表委員

池内 正博
鈴木 敏和
谷口 一幹

使用者代表委員

佐々木 浩介
西田 保夫
三浦 浩明

滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

滋賀県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

(1) 自動車・同附属品製造業

(2) (1)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所

(3) 純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)に掲げる産業に分類されるものに限る。)

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 卓上で行う軽易な部品の組立て、刻印、選別、包装又はバリ取りの業務

ハ 手作業又は手工具若しくは小型機械を用いて行うシートベルトのウェビングの溶断又は縫製の業務(これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。)

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,062円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和6年12月31日